(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス（八六七六三＊＊）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(f) 計量器の校正等のサービス			
(h) 鉱業に付随するサービス（八八三、五一一五）	(1) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された日本国の法人が鉱業法（昭和二十五年法律第二百十九号）に従って提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。	(1) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された日本国の法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内においてするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがある ものとして厚生労働省令で定めるもの	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内において（注）人員を提供するサービス（サービス1）サービス提供者が雇用する労働者が提供する該当サービスと提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） 注　労働者について は、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。 (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 警備 (d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）（八七二〇三、八七二〇九）			

(1) 調査サービス（八七三〇一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。）（八六七五一＊＊、八六七五二＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス（注））（八六七五一＊＊、八六七五二＊＊） 注　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
(m) 日本国内の土地の測量サービス（八六七五三＊＊、八六七五四＊＊）	(1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用する局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量について は、測量業務上の拠点が必要である。 注1　「基本測量」とは、全ての測量の基礎となる国土地理院が行う測量をいう。 注2　「公共測量」とは、基本測量以外の測量であって、局地的、精密、高度の測量を必要とするほか、その測量の費用の一部又は全部を日本国又は日本の地方公共団体が負担し、又は補助して実施する測量をいう。	(1) 制限しない。	